

斑鳩保育所及び学童保育園の臨時休園について

太子町生活福祉部社会福祉課

園で感染者が確認された場合に、園の全部または一部の臨時休園を行う必要性については、龍野健康福祉事務所の調査や嘱託医の助言等を踏まえて判断します。

<臨時休園の範囲や条件>

園で園児・職員に感染者が発生した時など、園内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等の出席停止に加え、社会福祉課と園が嘱託医等と相談し、臨時休園を検討します。

1 初動調査

園内での感染が広がっている可能性がある場合、濃厚接触者の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び園舎の消毒等に要する期間、臨時休園を検討する。

2 初動調査後の臨時休園の範囲と条件

(1) クラス閉鎖

ア 同一クラス（複数クラスが同じ保育室で保育している場合は、同一クラスとみなす。）において、複数の園児・職員の感染が判明した場合

イ 1名の感染者が判明し、同一クラス内に複数の濃厚接触者等が存在する場合

ウ その他、社会福祉課が必要と判断した場合

※ ただし、園に2週間以上登園していない者の発症は除く。

○ クラス閉鎖の期間としては、濃厚接触者の検査結果が出るまでを目安に、感染状況及び園運営への影響を踏まえて判断する。

(2) 園全体の臨時休園

複数クラスの園児・職員に濃厚接触者が広がっている場合

3 その他

上記に基づきクラス閉鎖又は臨時休園となった場合は、原則として家庭保育を依頼することとし、家庭状況等により園での保育が必要な場合は希望保育を行うこととする。